

広島県告示第三百九十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定によって、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十九年七月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定する形質変更時要届出区域

竹原市忠海長浜二丁目七二八番二の一部、七二八番四の一部、七二八番五の一部

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第

三十一條第一項の基準に適合していない特定有害物質の名称

砒素^ひ及びその化合物、ふっ素及びその化合物

三 規則第五十八條第四項第九号に該当する区域

竹原市忠海長浜二丁目七二八番二の一部、七二八番四の一部、七二八番五の一部